

「横浜高速鉄道 ICカード乗車券取扱規則」 新旧対照表

現行版	改定版
<p style="text-align: center;"><b>横浜高速鉄道 ICカード乗車券取扱規則</b></p> <p style="text-align: right;">(制定 2007年 3月 16日) <u>(最終改定 2024年 10月 12日)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(身体障害者割引および知的障害者割引)</p> <p>第 16 条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程または知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客が IC カード乗車券による乗車の意思表示をしたときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券による乗車では第 14 条の 2 の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。</p> <p>2 前項にかかわらず、当社を含む IC 鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第 1 項から第 5 項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。</p> <p>(2) 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第 1 項に定める割引と前条第 5 項に規定する割引 との重複についてはこの限りでない。</p> <p>3 前各項の取扱いは、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。</p> <p>(身体障害者割引および知的障害者割引の端数処理)</p> <p>第 16 条の 2 前条第 1 項の規定により割引の運賃を減額する場合、1 円未満の端数があるときは、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>横浜高速鉄道 ICカード乗車券取扱規則</b></p> <p style="text-align: right;">(制定 2007年 3月 16日) <u>(最終改定 2025年 4月 1日)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(身体障害者割引、知的障害者割引<b>および精神障害者割引</b>)</p> <p>第 16 条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程<b>または精神障害者割引旅客運賃割引規程</b>により、割引を受けようとする旅客が IC カード乗車券による乗車の意思表示をしたときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券による乗車では第 14 条の 2 の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。</p> <p>2 前項にかかわらず、当社を含む IC 鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第 1 項から第 5 項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。</p> <p>(2) 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第 1 項に定める割引と前条第 5 項に規定する割引 との重複についてはこの限りでない。</p> <p>3 前各項の取扱いは、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳、療育手帳<b>または精神障害者保健福祉手帳 (ただし、写真が表示されているものに限る。)</b>を呈示するものとする。</p> <p>(身体障害者割引、知的障害者割引<b>および精神障害者割引</b>の端数処理)</p> <p>第 16 条の 2 前条第 1 項の規定により割引の運賃を減額する場合、1 円未満の端数があるときは、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>